3月7日(第1号)

令和4年豊能町議会3月定例会議会議録目次 令和4年3月7日(第1号)

出		J	席	į	議	員		• • •	•••	•••	•••	• • •	•••	• • •	•••	• • •	• • •				•••		••		1
議		=	事		日	程		• • •		• • •	• • •	• • •	•••	• • •	• • •	• • • •	• • • •				•••				2
開		会		0)	宣	告		• • •		• • •	• • •	•••	• • •	• • •		• • • •	• • •				•••		••		4
町		長	あ	V	さ	2	•••	• • •	•••	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •				•••		••		4
開		議		0)	宣	告	•••	• • •	•••	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •				•••		••		4
会	議	録	署名	議	員の	指名		• • •		• • •	•••	• • •	•••	• • •		• • •	• • •				•••		••		5
令	和	4 年	三度	町政	運営	方針		•••		•••	•••		•••	• • •		• • •	• • •				•••		••		5
(議	案提	皇案	説明)																				
第	3	号諱	義案		豊能	町職	員の	育	児	休	業	等	に	関	す	る	条	例词	汝 〕	E (D .	件·		1	2
第	4	号諱	義案		豊能	町一	般職	の	職	員	0)	給	与	に	関	す	る	条亻	列司)	E	の			
					件…		••••			• • •	•••	•••		• • •		• • •							••	1	2
第	5	号諱	義案		豊能	町特	別職	(D)	職	員	0)	給	与	に	関	す	る	条亻	列司)	E	0)			
					件…							•••		• • •		• • •				•••			••	1	3
第	6	号諱	義案		豊能	町議	会議	員	0	議	員	報	酬	及	び	費	用	弁(賞	等	に	関			
					する	条例	改正	0	件			• • •		• • •			•••			••			•••	1	3
第	7	号諱	義案		豊能	町特	別職	(D)	職	員	で	非	常	勤	の	ŧ	0)	Ø ₹	报	酬	及	び			
					費用	弁償	に関	ーす	る	条	例	改	正	0)	件		• • •			••				1	4
第	8	号諱	義案		豊能	町特	別職	(D)	職	員	で	非	常	勤	の	ŧ	0)	Ø ₹	报	酬	及	び			
					費用	弁償	に関	す	る	条	例	改	正	Ø) :	件		•••			•••				1	4
第	9	号諱	義案		豊能	町都	市計	画	法	施	行	条	例	改	Œ	Ø) :	件			••			•••	1	5
第	1	0 長	計議	案	豊能	町太	陽光	発	電	施	設	0)	設	置	及	び	管	理(こ	関`	す	る			
					条例	改正	の件					• • •								• • •			•••	1	6
第	1	1 長	計議	案	豊能	町消	防団	員	等	公	務	災	害	補	償	条	例	改]	E	カゲ	件			1	6
第	1	2 長	計議	案	令和	3 年	度豊	能	町	_	般	会	計	補	Œ	子	算	(/	第	7	口)			
					の件									• • •						•••			••	1	6
第	1	3 長	計議	案	令和	3 年	度豊	能	町	国	民	健	康	保	険	特	別	会計	計具	事	業				
					勘定	補正	予算	. (第	3	口)	0)	件		•••							•••	1	ç

第 1	. 4	号議案	令和	13年	ド 度 豊	是能	町目	国民位	建康	保)	别	会計	卜診	療		
			所施	設甚	助定剂	非正	予算	氧 ()	第 4	回)	T)	件			••••	 1	S
第 1	. 5	号議案	令和	13年	E度 豊	患能	町包	後期	高齢	者图	医療	特	別会	計	補		
			正予	算	(第2	2 回) 0)件·							• • • •	 2	(
第 1	6	号議案	令和	13年	E度 豊	患能	町「	水	道事	業集	寺別	会	計補	直正	予		
			算(第 2	2回)	0	件·								• • • •	 2	(
第 1	. 7	号議案	令和	14年	E度 豊	患能	町 —	一般:	会計	十予算	第の	件			• • • •	 2	1
第 1	. 8	号議案	令和	14年	E度 豊	患能	町目	国民任	建康	保保	険特	- 別	会計	事	業		
			勘定	予算	草の作	‡ ···									• • • •	 2	3
第 1	. 9	号議案	令和	14年	E度 豊	患能	町目	国民任	建康	保保	険特	- 別	会計	卜診	療		
			所施	設甚	加定	产算	の作	‡ ····							• • • •	 2	5
第 2	2 0	号議案	令和	14年	E度 豊	患能	町包	後期市	高齢	者图	医療	特	別会	計	予		
			算の	件…											• • • •	 2	5
第 2	2 1	号議案	令和	14年	E度豊	皇能	町ケ	下護付	呆険	特別	別会	計	事業	き 勘	定		
			予算	: の作	‡····		••••									 2	6
第 2	2 2	号議案	令和	14年	E度豊	皇能	町「	水	道事	業集	寺別	一会	計子	算	の		
			件…				• • • •								• • • •	 2	7
(諱	義案	提案部	色明・質	疑•	討請	 •	採沒	失)									
第 2	2 3	号議案	宝 工事	請負	真契約	りの	締糸	吉に、	つ V	て・					••••	 2	S
盐	,	Δ σ	、	H	Ŀ											 2	6

令和4年豊能町議会3月定例会議会議録(第1号)

年 月 日 令和4年3月7日(月)

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1番 池田 忠史 2番 才脇 明美 3番 吉田 正子 4番 中川 敦司 直子 5番 寺脇 6番 管野英美子 7番 永谷 幸弘 8番 永並 啓 9番 小寺 正人 10番 秋元美智子 11番 高尾 靖子 12番 川上

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 塩川 恒敏 副 町 長 川村 哲也 教 育 長 森田 雅彦 総 務 部 長 仙波英太朗 まちづくり調整監 松本真由美 保健福祉部長 桑原 康男 住 民 部 長 大西 隆樹 都市建設部長 坂田 朗夫 こども未来部長 八木 一史

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 清水 義和

書 記 田中 尚子

議事日程

令和4年3月7日(月)午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 令和4年度町政運営方針

日程第 3 第3号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の

件

日程第 4 第4号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正

の件

日程第 5 第5号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正

の件

日程第 6 第6号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例改正の件

日程第 7 第7号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及

び費用弁償に関する条例改正の件

日程第 8 第8号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及

び費用弁償に関する条例改正の件

日程第 9 第9号議案 豊能町都市計画法施行条例改正の件

日程第10 第10号議案 豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関す

る条例改正の件

日程第11 第11号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件

日程第12 第12号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算(第7回)

の件

日程第13 第13号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業

勘定補正予算(第3回)の件

日程第14 第14号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療

所施設勘定補正予算(第4回)の件

日程第15 第15号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補

正予算(第2回)の件

日程第16 第16号議案 令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予

算(第2回)の件

日程第17 第17号議案 令和4年度豊能町一般会計予算の件

日程第18	第18号議案	令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業
		勘定予算の件
日程第19	第19号議案	令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療
		所施設勘定予算の件
日程第20	第20号議案	令和4年度豊能町後期高齢者医療特別会計予
		算の件
日程第21	第21号議案	令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定
		予算の件
日程第22	第22号議案	令和4年度豊能町下水道事業特別会計予算の
		件
日程第23	第23号議案	工事請負契約の締結について

開会 午前9時30分

○議長(管野英美子君)

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、令和4年 豊能町議会3月定例会議を開会いたします。

皆様にはマスクの着用をしていただいて おりますが、発言の際にもマスクを着用の ままでお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの 関係上、傍聴者間の距離を取るために、本 会議場の傍聴席には定員20名のうち5名 の方のみ入っていただき、残りの方につき ましては音声傍聴の形を取らせていただき ますので御了承願います。

それでは定例会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長(塩川恒敏君)

おはようございます。

令和4年豊能町議会3月定例会議に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては大変御多用の 中御参会賜りまして、誠にありがとうござ います。平素からの精励に厚く御礼を申し 上げます。

さて、このたびの定例会に提出をさせていただいております議案についてはお手元にお届けのとおり、条例改正9件、補正予算5件、当初予算6件、契約締結1件の計21件でございます。慎重に御審議賜り、いずれも原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

新年度の予算につきましては、財政再生計画と位置づけ、財政健全化と町の成長の両立し得る予算となっております。徹底的な事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底したものでありますが、財政調

整基金を取り崩さざるを得ない非常に厳しい財政運営となっております。後ほど、令和4年度町政運営方針につきましてお時間のほうを頂きまして、主な施策と概要につきまして御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞ御理解をいただき、議員の皆様の御支援をいただきますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(管野英美子君)

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、3月定例会議の会議期間は、本日から3月24日までの18日間といたします。

議事に入る前に御報告いたします。

去る3月4日、町長及び議長の連名により、ロシア連邦大統領ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ・プーチン大統領あてに抗議文を提出いたしました。内容につきましては朗読をもって報告いたします。

抗議文。

ロシア連邦大統領ウラジーミル・ウラジ ーミロヴィチ・プーチン閣下。

去る2月24日、貴国はウクライナへの 軍事侵攻を行った。このことは、国際社会 ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅か し、明らかに国際憲章に違反する行為であ り、断じて容認できない。豊能町は核兵器 の廃絶を全世界に訴える「非核平和都市宣 言」の理念に基づき、貴国軍による攻撃や ウクライナの主権侵害に断固抗議するとと もに、世界の恒久平和の実現に向け、即時 に完全かつ無条件で撤退するよう、貴国に 対し、国際法に基づく誠意を持った対応を 強く求める。

令和4年(2022年)3月4日。 日本国大阪府豊能町長塩川恒敏。 日本国大阪府豊能町議会議長管野英美子。以上、報告いたします。

次に、日程第1「会議録署名議員の指名」 を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第1 23条の規定により、10番・秋元美智子 議員及び11番・高尾靖子議員を指名いた します。

日程第2「令和4年度町政運営方針」を 議題といたします。

町長から町政運営方針の説明を求めます。 塩川恒敏町長。

○町長(塩川恒敏君)

それでは、まず、はじめに、豊能町議会 3月定例会議の開会にあたり、令和4年度 の町政運営における基本的な考え方と主な 施策を申し上げ、町議会議員並びに住民の 皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ ます。

令和の元号とともに、新たな時代を創り 出すことを決意し、平成31年3月3日の 就任から今日まで、所信である「教育改 革」、「住みやすいまちづくりと活性化」、 「行財政改革」に重点を置き、地域課題を 把握するため、毎年自治会単位での町政懇 談会を開催するなど、住民目線に立った 様々な施策に取り組んでまいりました。と りわけ、コロナ禍というこれまでに類を見 ない事態に直面する中、新型コロナウイル ス対策関連の補正予算を幾度となく編成し、 感染拡大防止対策とワクチン接種及び給付 金事業を進めるとともに、地域コミュニテ ィの回復、地域経済活動の回復を目指し、 迅速かつ的確に様々な取り組みを進めてま いりました。まだまだ終息の兆しは見えま せんが、社会が急変する中にあっても、こ れからも当たり前の生活を続けていけるよ うに、その変化に柔軟かつ迅速に対応しな ければなりません。それぞれができる感染

対策をお願いするとともに、3回目のワクチン接種につきましても、接種を希望する人が安全・安心、円滑・確実に接種を受けられるよう、国・府と連携しながら引き続き全力で取り組んでまいります。

さて、所信の第一に掲げております「教育改革」につきましては、豊能町の未来を担う子どもたちのために、これまで本町が取り組んでまいりました「保幼小中一貫教育」を推進するとともに、令和8年4月に東西それぞれに施設一体型の義務教育学校として、小学校校舎と中学校校舎において再編・統合すべく取り組みを進めております。

東地区におきましては、先行して本年4 月から小中一貫教育が始まります。お子様が安心して通学することができるよう、在校の保護者、また、これからご入学されるお子様の保護者への説明会及び住民対象の説明会を開催するとともに、地域とともに魅力ある学校づくりのため、学校運営協議設立準備委員会では熟議が繰り返され、通学路など様々な課題を解決しながら準備を整えているところでございます。

また、令和3年6月に子ども・子育て審議会へ諮問させていただきました、西地区における認定こども園設置につきまして、本年1月に、これまで町で培ってきた質の高い保育・教育サービスやノウハウを継承し、子どもと保護者の意見が反映される「公私連携保幼連携型認定こども園」を選択することを趣旨とする答申をいただきました。この提言内容を受け、今後は具体的な設置検討を進めてまいります。

次に、第二の「住みやすいまちづくりと 活性化」につきましては、令和2年8月に 総合まちづくり計画審議会へ諮問させてい ただきました令和4年度からの10年計画 につきまして、本年2月に答申をいただき、 10年後のあるべき姿と、その実現に向けたまちづくりを進めていくための指針として、「豊能町総合まちづくり計画」を策定することができました。10年間という長期的な展望を持ち推進する一方で、時代の変化に応じた見直しと迅速に対応していくということを積み重ねながら、今後は、新たなまちの将来像であります「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまちとよの」の実現に向けまして、引き続き、地域と共に創る"地域協働"のもと全力で町政運営に努めていく所存であります。

また、本町が抱える人口減少や少子高齢 化といった課題解決には、地域協働とあわ せて公民が連携して課題解決に取り組める 環境の構築が不可欠です。しかし、行政の デジタル化や多様な住民サービスとの連携 は、単独自治体だけでは人材面でも財政面 でも課題が多くあります。そのため、大阪 府が立ち上げた「大阪スマートシティパー トナーズフォーラム」にいち早く参画し、 公民連携でのスマートシティサービスを検 討してまいりました。令和3年度にスマー トシティの具体的な取り組みとして、一般 社団法人コンパクトスマートシティプラッ トフォーム協議会が主体となり、本町をフ ィールドにした実証実験が始まりました。 現在、30社以上の企業と連携し、14の カテゴリからなる様々なサービスを展開し ていく予定にしております。スマートシテ ィサービスは、常に住民の声を聞きながら 進化し続けるものであります。住民にアン ケートを取りながら、より効果の高いサー ビスを選択し、住民のQoLの向上に寄与 してまいります。同じく令和3年には、池 田泉州銀行株式会社と包括連携を進めるた めの、「まち活協定」を締結いたしました。 双方が持つ資源を有効に活用し、多岐にわ たる分野に連携して取り組み、地域に密着

した住民サービスの向上を図ってまいります。このほか、大阪大学との連携による取り組みからは、高齢者の見守りタグ事業や、武庫川女子大学との連携による取り組みからは「とよの健康体操」などが生まれ、健康寿命延伸についても産官学連携による施策効果の拡大を目指してまいります。

次に、第三の「行財政改革」につきまし ては、人口減少に伴う町税の減少など、歳 入の状況は非常に厳しい状況が続いており ますが、選択と集中を徹底し、魅力ある地 域づくり、地域課題の解決を推し進めなけ ればなりません。住民サービスの維持・向 上のため、また、持続可能な行財政運営の ためには、人口規模や財政状況を踏まえた 適正な行財政改革が不可欠です。令和3年 6月に公共施設再編検討委員会へ諮問させ ていただきました、公共施設再編の在り方 につきまして、本年1月に中間報告書とし て報告いただきました。その中では、公共 施設の今後の維持管理および運営の考え方、 施設更新・再編を進める際の基本的な考え 方などを取りまとめていただきました。今 後、各個別の施設の在り方について、住民 とも十分意見交換を行いながら、町の将来 を見据えた協議を積み重ねてまいります。 また、「行財政改革プラン2019」によ り、「組織機構の改革」、「行政経営の改 革」、「財政運営の改革」、「施設運営の 改革」を推進し、健全な財政運営及び持続 可能なまちづくりを進め、「健全化」と 「成長」の両立しうる財政基盤を構築でき るよう庁内全体で進めてまいります。

令和4年度当初予算案。本町の財政状況は、令和2年度一般会計の決算で、実質収支は1億8,811万円の黒字となりました。しかし、長年の課題である町税の減少傾向は継続しており、国の財政措置次第で、町の財政状況が大きく左右される状況が続い

ています。経常的な一般財源がどの程度経 常的な経費に充てられるかを示す経常収支 比率は、99.8%と前年度より4.4ポイン トの減となったものの、基金の取崩しによ る財政運営は続いており、基金残高の減少 と財政状況の硬直化は今後も続くと予想さ れます。さらに、学校再編等、将来への投 資を始め、公共施設やインフラ整備の更新 費用、増加する医療費等の社会保障関係経 費等、多額の財政負担が見込まれます。こ のため、令和4年度当初予算編成方針を 「財政再生計画」と位置づけ、今までの事 業体系にとらわれることなく、全ての事業 をゼロベースで再度精査し、限られた財源 を効果的かつ実効性のある施策に重点的に 配分いたしました。本町の令和4年度当初 予算案の総額は、一般会計69億3,200 万円、特別会計65億1,900万円、合計 134億5,100万円であります。こうし た情勢の中、総合まちづくり計画の将来像 であります「自然に抱かれた多様性・創造性 で未来が輝くまち とよの」の実現に向けた 施策をいかに実行していくのか、令和4年 度における施策につきまして3つの基本指 針に沿ってその一端を申し述べさせていた だきます。

基本指針1「住民主役のまちをつくり出す"ひとづくり"」について。

まちの活力を維持し続けるためには、人 と人とがつながり合い、住民が主人公のま ちづくりを推進することで、まち全体に魅 力と賑わいをつくり出すことが必要であり ます。1. まちの未来につながる教育の推 進。少子化に伴い児童・生徒の人数が減少 している学校の再編・統合については、学 校を中心としたまちづくりを見据え、令和 8年4月に東・西地区それぞれに9年制の 「義務教育学校」開校を目指し、準備を進 めていきます。東能勢中学校の第1期改修 工事が終わり、4月からは「東能勢小中学校(愛称)」が開校します。小学校校舎では、前期学部(1~4年)において自然体験型学習を大切にした教育活動を行い、基礎基本を身に付けることを目指します。中期学部(5~7年)の5・6年生も中学校校舎で学ぶこととし、「教科担任制」を先行実施して東・西地区の義務教育学校に繋げます。後期学部(8・9年生)は、義務教育の9年間の総まとめとして発展的、応用的な学習につなげ、希望する進路実現を目指します。

西地区においては、吉川中学校の長寿命 化改修工事の実施設計を行います。また、 吉川保育所とひかり幼稚園を統合し、新た な認定こども園設置に向けて協議を進めて いきます。また、保幼小中一貫教育グラン ドデザインで示す「豊能町に誇りをもち、 自信をもって社会を生き抜く子ども」の育 成を目指し、次の5項目を推進します。

①15年間をつなぐ「保幼小中一貫教育」 のカリキュラムの作成を行うとともに授業 研究を各学校園で行います。②確かな学び を進めるため、児童生徒一人一台のタブレ ットの活用を様々な学習活動のなかで進め ます。③グローバル人材の育成を目指し、 保育所・幼稚園からの「英語活動」の試行 実施を行います。④地域の素晴らしい学習 素材を活用し、地域の将来のことを地域の 方々と一緒に考え学ぶ「とよの未来科」を 令和5年度から全学年で学ぶための試行実 施を行います。⑤「地域とともにある学校 づくり」の実現のため、「学校運営協議会」 を設置し、熟議を通して目指す子どもの姿 やビジョンを共有し、学校・家庭・地域の 連携・協働した取組を進めます。

生涯学習とスポーツの振興については、 広域連携事業として、図書館においては、 箕面市と協定を結び令和4年3月から豊能 町箕面市図書館相互利用事業を開始しました。これによりお互いの図書館を当該住民同様に利用することができるようになり、一層の利便性の向上を図っていきます。また、シートスについては、令和4年度より指定管理者が変更となりますが、引き続き「子どもから高齢者まで誰もがスポーツに参加できるサービス」の提供を務めながら、地域イベントの連携などにより利用者増につなげていきます。

人権に向き合うひとづくりについては、 平成28年度に女性活躍推進法が制定され たことをうけ、女性活躍室を設置し事業を 展開してきましたが、社会情勢の変化に対 応した施策の推進を図るため、男女共同参 画室に組織を改編し、誰もが性別の意識す ることなく活動できる社会の実現を目指し、 男女共同参画プランの更新に向けた住民意 識調査を実施するとともに、ニーズに合っ た様々な施策を実施します。

2. いつまでも健康で、みんなが活躍す るまち。本町は、高齢化率が47%を超え、 ますます「健康寿命の延伸」をキーワード とした取り組みが必要不可欠となっていま す。そのため、健康寿命の延伸と健康格差 の縮小や生活習慣病の発症予防と重症化予 防などについて引き続き、民間事業者・大 阪府・豊能町・大学との産官学連携により、 各種健(検)診率の向上と重症化予防の取 り組みを進めていきます。また、ウォーキ ング等の健康づくりに継続的に取り組んで いただけるよう、スマートフォン用ヘルス アプリ「とよのんウォーキング」を提供し て、健康づくりのきっかけをつくり、行動 変容を促し、高齢者のフレイル予防に取り 組みます。胃がん検診事業については、現 在実施しているバリウムによる胃部バリウ ム検査に加え、新たに胃カメラによる胃内 視鏡検査も実施し、胃がんの早期発見や治

療を行うことにより更なる町民の健康づく りに取り組みます。多様化する福祉に関す る総合的な相談支援については、障害者基 幹相談支援センターとしての役割を有して いる福祉相談支援室において、専門職によ る障害者(児)やその家族に対する相談支 援、障害福祉サービス事業所への連携・支 援の更なる充実を務めます。

3. 安心して子どもが産める環境づくり。 令和3年は、前年と比較して出生数が増加 しました。安心できる出産と切れ目のない 子育て環境、相談支援体制の充実を図るた め、子育て世代包括支援センターを中心に、 母子保健コーディネーターなどの専門家に よる支援体制の充実に努めます。また、子 育て家庭の交流やつながりをつくるため、 公民連携の取り組みとして、池田泉州銀行 光風台出張所内の空きスペースを活用し、 未就学児の親子が気軽に集える憩いのスペ ースやエストニア玩具を使ったプレイルー ムの開放、また、多世代が交流できるコミ ュニティ空間として、「まち活とよのリビ ングラボ」を提供していきます。同じく、 池田泉州銀行との連携事業として、不妊治 療や妊娠前後の体調管理・診療等の「妊 活」、乳幼児の保育や学生の教育等の「育 活」に必要な資金への融資に対し、利息の 一部を補助することで、経済的な負担軽減 を図り、妊娠、出産から子育て期の家庭の 応援事業を実施します。

4. まちを好きと思ってもらえる移住・ 定住促進。豊能町のファンを増やす取り組 みとして、イメージキャラクター「とよの ん」のPR活動を通じて、本町の様々な魅 力や特性、また、特産品や観光資源等をフェイスブックやインスタグラムなどを効果 的に活用しながら、町内外に積極的に発信 していきます。

魅力ある公園の利活用策については、武

庫川女子大学との連携事業により進め、住 民に愛される公園のあり方を考え、人と人 のつながりの場づくりに努めていきます。

移住促進については、人口減少と急激な 高齢化に伴い、現在約1,000件の空き家 数は今後も増加することが予測されます。 空き家の利活用を促進するために、自治会 と連携した空き家の掘り起こしモデルを検 討し、移住希望者に対してマッチング支援 を行っていきます。また、池田泉州銀行 (株)との連携による「まち活セミナー」 を開催し、空き家活用の促進に取り組みま す。

基本指針2「未来の活力を生み出す"しごとづくり"」について。

だれもが働きやすく、活気あふれるまちづくりのためには、担い手不足が深刻化している農業への対策や、ポストコロナ・ウィズコロナの中での新しい働き方、また多様な人々が多様な働き方を実現できることが必要であります。

- 1. まちで働く人を応援。都市計画策定・運用事業として、上位計画である豊能町総合まちづくり計画の策定を受け、新たな沿道整備等が可能となるような土地利用ルールの基盤となる「都市計画マスタープラン」を改定し、市街化調整区域の沿道のポテンシャルを活かした提案基準策定を進めます。
- 2. 人や仕事を呼び込むテレワークの推進。新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークが全国的に推奨されています。そのような中で、本町は自宅で仕事ができるだけのスペースを確保しやすいことや、自然に囲まれた住み良い環境であることから、テレワークと大阪市内などへの通勤が両立できる環境にあります。本町でもテレワークで仕事ができるということを積極的にアピールすることで、新たな人や仕

事の呼び込みに取り組みます。

3. 地域経済を循環させる。地域の魅力 創出事業として、地域外の人材を積極的に 誘致し、地域力の維持・強化に取り組むた めに、地域おこし協力隊を受け入れ、株式 会社能勢・豊能まちづくりと連携して、経 済やエネルギー、資源が循環するまちづく りを推進します。農空間整備については、 高齢化の進行に伴い、農業従事者の後継者 不足が深刻化してきている問題への対応策 として、担い手への農地の集積・集約化を 進め、生産性の向上を図り持続可能な農業 経営を目指すため、牧地区と高山地区でほ 場整備事業に取り組みます。

農業施策については、遊休農地の増大を引き起こす一因となっている、農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、就農を希望する方に対して、必要な技術や知識、経営ノウハウを学ぶ「とよの就農支援塾」を開講し、農業の担い手育成を行います。また、町内の農地で営農を開始しようとする新規就農希望者に対し、就農時に支障となっている農業用機械等の購入費用の一部を補助することで就農を促し、農業従事者の確保と遊休農地の解消を図ります。

4. 地域産業を元気にする6次産業化。 地産地消を推進するため、豊能町直売所運 営協議会と連携し、豊能町産農産物の流通 拠点である直売所「志野の里」の運営を支 援することで町内農業の活性化を図ります。

野生鹿・猪等による農産物等への被害は、 収益を減少させるだけでなく、従事者の意 欲を減退させてしまう深刻な問題であるこ とから、野生鹿・猪等の農林業被害を最小 限に留めるため、地元猟友会の協力のもと、 個体数の調整を行うとともに、可動式の有 害鳥獣捕獲檻貸出や獣害防止柵等設置費用 の助成を行います。また、狩猟従事者減少 の問題に対しても、狩猟免許取得にかかる 費用の補助を実施し、人材育成を図ります。 基本指針3、「緑の中で楽しく暮らせる "まちづくり"」について。10年後の未 来に本町で快適な暮らしを送り続けるため には、環境に配慮しつつも、スマートシティに向けAIやICTといった先端技術も 活用しながら、誰もが快適で、暮らしを豊 かにするための取り組みが必要であります。

1. 住民のQoL向上をめざしたコンパクトなまちづくり。本町のまちづくりにおける大きな課題の一つである地域公共交通については、リレー便及び豊能西線の再編を行い、一部便を光風台駅から千里中央駅まで延伸する実証実験を実施し、東地区デジーを支所前まで延伸し、東西間で移動ニーズに応えます。さらに、人が交通の取得・活用やAIオンデマンドクの取得・活用やAIオンデマンによる実証実験を実施し、次世代モビリティの導入を検討していきます。こうした効率的・効果的な公共交通の運行ネットワーによる実が表別と変がでいます。とで、まちの活性化や住民満足度の向上につなげていきます。

防災対策については、自治会・自主防災 組織の方々をはじめ住民の皆さまにご理 解・ご協力いただき実施している指定避難 所開設・運営訓練について、今後も実践的 な内容を計画し、継続して実施します。

消防団については、各種災害時における 多様なニーズに対応するため、消防署との 更なる連携強化を図り迅速な消防活動に努 めるとともに、装備品の充実など活動環境 の整備を実施します。

町内の道路については、安全で安心して 通行できるよう各種点検結果から策定した 修繕計画に基づき、健全化・長寿命化を図 っていきます。令和4年度から5年度にか けては、光風台大橋の改修工事を行い、長 寿命化に取り組みます。これら町内の道路 施設を計画的に維持管理することで平時の みならず、災害発生時を含めた交通の円滑 化・安全性確保を推進していきます。

下水道については、老朽化は顕著であり、また人口減少による使用料収入の減少など、その運営状況は厳しい状況です。将来にわたって持続可能な機能確保・運営をするため「ストックマネジメント計画」に基づく計画的な点検調査・改築更新を行い、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、地方公営企業法の適用に向けた準備を進め、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図ります。

自治体DXの推進については、窓口での 証明書手数料の納付をクレジットカードや 電子マネー等による決済を可能とし、納税 においてもクレジットカード決済を可能と するなど、感染症対策と住民の利便性向上 に努めます。また、マイナンバーカードを 利用した住民票と印鑑証明書のコンビニ交 付システムを導入し、住民サービスの充実 を図ります。

マイナンバーカードに関する手続きについても、インターネットで予約が可能となる管理システムを導入し、交付等の手続きの円滑化と窓口業務の効率化を図ります。

2. 人が活躍できる地域コミュニティづくり。公園・緑地・街路等の樹木は、整備後50年近くが経過し大径木化・高齢化しています。大規模自然災害などによる倒木の恐れが高いことから「支障木伐採計画」に基づき、緊急度の高い支障木から順次伐採し適正な維持管理に努めるとともに、引き続き擁壁の補強等を進め今後の維持管理費用の低減と住民生活の安心・安全を図ります。

地籍調査推進事業については、登記所に 備え付けられている公図と土地登記簿が実 態と整合していないことから、地籍調査の 実施により地籍を明確化することで、行政 活動や経済活動が効率的に行われる環境を 整備するとともに、大規模災害が発生した 際の迅速な復旧・復興が可能となるまちづ くりの基盤を構築し、町内における土地の 保全及びその利用の高度化を図ります。

3. 低酸素社会の実現による持続可能なまちづくり。森林整備については、森林がもつ公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながります。しかし一方で所有者や境界が分からない森林の増加や森林整備の担い手不足等が大きな課題となっています。そのため、災害防止・国土安全機能強化等の観点から森林環境譲与税を活用し、地番参考図の整備や間伐等の森林整備を進めていきます。

ごみの適正な処理と減量・資源化については、低炭素社会の実現をめざすために、住民や事業者に対して、ごみ減量の工夫や方法についての意見交換の場を設けるとともに、ごみ分別の研修やごみ減量化・資源化のための街頭PR活動等を実施し、さらなるごみの減量化・資源化を図ります。

役場周辺の倉庫等に仮置きしている廃棄物につきましては、旧双葉保育所跡地に遮断型最終処分場を建設する計画で進めてまいりましたが、現在は、地元自治会等と意見交換を交えた協議を進めており、今後も保管物の現状等について丁寧な説明を行いながら、ダイオキシン問題の解決の道すじとなる取り組みを進めていきます。

4. 交流人口の増加で新たな風土づくり。 観光事業については、近年、本町において もバイカーやサイクリストの来訪が多くな っていますが、その行動範囲は本町に留ま るものではないことから、近隣市町と連携 し、地域の景観、観光資源を活用したモデルルートの設定やイベント等、バイクツーリズム・サイクルツーリズムを模索して行きます。現在は隣接の亀岡市と連携した協議を進めています。

むすびに。以上、新年度のまちづくりに 臨む私の所信の一端と主な施策の概要につ いて申し上げました。これまでに述べてま いりました様々な施策の実現には、健全な 財政を維持することが不可欠であります。 少子高齢化や人口減少等の影響による社会 保障費や公共施設等の維持管理経費をはじ め、年々増加する歳出需要全般への対応な ど、依然として財政状況は厳しい状況にあ ります。限りある財源を有効に活用するた め、事業の執行にあたっては、最少の経費 をもって最大の効果が図られるよう創意工 夫を行うとともに、政策的経費にかかわら ず、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、 計画的かつ効率的な財政運営を推進すると ともに、自主財源の確保に努めなければな りません。

ふるさと納税につきましては、返礼品の リニューアルや取り扱いサイトを増やすな どの工夫をしながら、引き続きふるさと納 税の趣旨に合った健全な形で、ふるさと納 税の充実を図り、豊能町の認知度向上と財 源確保に努めてまいります。

また、何事におきましても、住民の皆さ まへの説明責任をしっかりと果たし、まち づくりに参画いただけるよう職員一人ひと りが常に住民目線で物事を考え、町政運営 に取り組んでまいります。

令和4年度は、私が町政をお預かりして 一期目の最終年度であり、まとめの年でも あります。本町には解決すべき課題が山積 していますが、未来の世代が過度な負担を 背負いこむことがないよう持続可能な財政 運営を図り、次世代の子どもたちが素晴ら しい豊能町を引き継いでいけるよう、そして本町の未来が明るいものとなるよう、全力を尽くしてまいる所存であります。

以上、様々に申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現は、私ひとりで到底成しえるものではございません。緊張感とスピード感をもって誠実に、意思決定機関である議会や町民の皆さまのご意見を伺いながら、職員と一丸となり全力を注いでまいる決意であります。議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご支援を心からお願い申し上げまして、令和4年度の町政運営方針といたします。ありがとうございます。

○議長(管野英美子君)

ここで、議場換気のため暫時休憩いたします。再開は午前10時30分といたします。

(午前10時17分 休憩) (午前10時30分 再開)

○議長(管野英美子君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3「第3号議案 豊能町職員の育 児休業等に関する条例改正の件」を議題と いたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太朗君)

おはようございます。

それでは、第3号議案、豊能町職員の育 児休業等に関する条例改正の件について御 説明申し上げます。

議案書の3ページから5ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、国において行われる一般職の国家公務員に対する措置内容に準じ、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置などを講ずるため所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説 明申し上げます。

第2条第4号及び第19条第2号は、非 常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する ため、引き続き在職した年数が1年以上と の要件を廃止するものでございます。

第23条は、妊娠または出産などについての申出があった場合における措置などを新たに規定するもので、任命権者は育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこと、また申出したことに対する不利益な取扱いを受けることがないよう規定するものでございます。

第24条は勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するもので、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう職員に対する育児休業の研修、相談体制の整備及びその他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を規定するものでございます。

第25条は第23条及び第24条の内容を追加したことによる条ずれでございます。 附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。 説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(管野英美子君)

日程第4「第4号議案 豊能町一般職の 職員の給与に関する条例改正の件」を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太朗君)

それでは、第4号議案、豊能町一般職の 職員の給与に関する条例改正の件について 御説明申し上げます。 議案書の6ページから7ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、国において行われる一般職の職員の給与に関する法律などの一部を改正する法律の改正内容に準じ、一般職の職員の給与の改定を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説 明申し上げます。

第22条第2項において、再任用職員以外の職員の期末手当支給月数を0.075月引き下げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4.45月から4.30月に改定するものでございます。また、同条第3項において再任用職員の期末手当支給月数を0.05月引き下げ、期末勤勉手当の年間支給月数を2.35月から2.25月に改定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は 公布の日から施行するものでございますが、 令和4年6月に支給する期末手当の額につ きまして、条例第22条第2項及び豊能町 一般職の職員の給与に関する条例第27条 第1項から第3項まで、第5項、第6項ま たは第8項の規定にかかわらず、これらの 規定により算定される期末手当の額に 税定により算定された期末手当の額に 職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た 額を減じた額とする特例措置を設けるもの でございます。

説明は以上でございます。御審議いただ き御決定賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(管野英美子君)

日程第5「第5号議案 豊能町特別職の 職員の給与に関する条例改正の件」を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太朗君)

それでは、第5号議案、豊能町特別職の 職員の給与に関する条例改正の件について 御説明申し上げます。

議案書の8ページから9ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、国において行われる一般職の国 家公務員などの期末手当に関する措置内容 に準じて、町長、副町長及び教育長の期末 手当の支給月数の改定を行うものでござい ます。

それでは、条例の改正内容について御説 明申し上げます。

第4条第3項において6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の222.5から100分の215に、支給月数で申し上げますとそれぞれ0.075月分引き下げ、年間の支給月数を4.45月から4.30月分とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は 公布の日から施行するものでございますが、 先ほど御説明いたしました第4号議案、豊 能町一般職の給与に関する条例改正の附則 と同様に、令和4年6月に支給する期末手 当の額につきまして、条例第4条第3項の 規定にかかわらず、同項の規定により算定 される期末手当の額から令和3年12月に 支給された期末手当の額に225分の15 を乗じて得た額を減じた額とする特例措置 を設けるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただ き御決定賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(管野英美子君)

日程第6「第6号議案 豊能町議会議員 の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改 正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太朗君)

それでは、第6号議案、豊能町議会議員 の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改 正の件について御説明申し上げます。

議案書の10ページから11ページ並び に条例の概要資料、新旧対照表を併せて御 覧ください。

本件は、国において行われる一般職の国家公務員などの期末手当に関する措置内容に鑑み、町議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説 明申し上げます。

第4条第2項において、6月期及び12 月期の期末手当の支給割合をそれぞれ10 0分の222.5から100分の215に、 支給月数で申し上げますとそれぞれ0.07 5月分引き下げ、年間の支給月数を4.45 月から4.30月分とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は 公布の日から施行するものでございますが、 先ほど御説明いたしました第4号議案、豊 能町一般職の給与に関する条例改正の附則 と同様に、令和4年6月に支給する期末手 当の額につきまして、条例第4条第2項の 規定にかかわらず、同項の規定により算定 される期末手当の額から令和3年12月に 支給された期末手当の額に222.5分の1 5を乗じて得た額を減じた額とする特例措 置を設けるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただ き御決定賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(管野英美子君)

日程第7「第7号議案 豊能町特別職の 職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例改正の件」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太朗君)

それでは、第7号議案、豊能町特別職の 職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例改正の件について御説明いたし ます。

提案理由の説明ですが、非常勤特別職と して新たにデジタル専門官の報酬の額につ いて定める必要があるため所要の改正を行 うものです。

条例の改正内容ですが、別表の学校医、 学校歯科医若しくは学校薬剤師又は保育所 の嘱託医若しくは嘱託歯科医その他これら に準ずる者の項の次にデジタル専門官の報 酬額の規定を追加するもので、報酬額は月 額6万円としております。

デジタル専門官は行政のデジタル化に対応するため、情報通信技術ICTの知見を持ち、自治体現場の実務に即し情報システムの導入などに関する助言、調査などを行う者として外部人材を任用するものです。

なお、附則といたしまして、この条例改 正、条例は令和4年4月1日から施行いた します。

説明は以上です。御審議いただき御決定 賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(管野英美子君)

日程第8「第8号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長 (八木一史君) おはようございます。

それでは、第8号議案、豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件につきまして御説明させていただきます。

議案書の14ページから15ページ、条

例の概要説明書、新旧対照表を併せて御覧ください。

提案理由は、非常勤特別職として新たに 学校運営協議会委員の報酬の額について定 める必要があるため、所要の改正を行うも のです。

条例の改正内容について御説明申し上げます。別表の学校問題調査対策委員会委員の次の項の次に、学校運営協議会会長、同副会長、同委員の報酬額の規定を追加するもので、報酬は会長年額2万5,000円、副会長年額2万3,000円、同委員2万円と定めるものです。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第47条の5により、 教育委員会は、当該学校の運営及び運営に 必要な支援に関して協議する機関として、 令和4年4月より、保護者、地域住民及び 学校教職員等で構成し設置するものでござ います。

なお、附則としまして、この条例改正は 令和4年4月1日から施行するものでござ います。

説明は以上でございます。御審議いただ き御決定を賜りますようよろしくお願いい たします。

○議長(管野英美子君)

日程第9「第9号議案 豊能町都市計画 法施行条例改正の件」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長(坂田朗夫君)

おはようございます。

それでは、第9号議案、豊能町都市計画 法施行条例改正の件について御説明させて いただきます。

議案書16ページをお開きください。

豊能町都市計画法施行条例の一部を改正 する条例を次のように定めるものでござい ます。

提案理由ですが、都市計画法施行令の改 正に伴い、所要の改正を行うものでござい ます。

続きまして条例の概要資料を御覧ください。

条例の概要といたしましては、頻発する、激甚化する自然災害により市街化調整区域の災害リスクの高い区域で住宅等の開発を厳格化するため、政令が改正されることとなりました。これにより開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の政令の基準等が改正されることに伴い、本条例も併せて改正するものでございます。

主な改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

まず第3条と第4条につきましては、第3条及び第4条中第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地を、第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる、に改めるものでございます。これにより、今まで条例において開発できない区域として規定済みであった区域に浸水被害防止区域と土砂災害警戒区域と浸水想定区域の三つを追加するものでございます。

続きまして、別表11についてですが、 別表11の項中第60条を第60条第1項 に改め、規定の整備を行うものでございま す。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。また、経過措置として、この条例の施行の際、現に都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項または第43条第1項の規定により許可の申請がされている場合の当該申請に係る許可の基準については、この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間は改正後の規定にかかわらず、従前による

ものとします。

説明は以上でございます。御審議賜り御 決定いただきますようよろしくお願いいた します。

○議長(管野英美子君)

日程第10「第10号議案 豊能町太陽 光発電施設の設置及び管理に関する条例改 正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大西住民部長。

○住民部長 (大西隆樹君)

おはようございます。

それでは、第10号議案、豊能町太陽光 発電施設の設置及び管理に関する条例改正 の件について御説明申し上げます。

本件につきましては、本条例において引用する、電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

条例改正の概要及び新旧対照表を御覧ください。

改正内容は、電気事業者による再生可能 エネルギー電気の調達に関する特別措置法 が再生可能エネルギー電気の利用の促進に 関する特別措置法と改められましたので所 要の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1 日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定 賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(管野英美子君)

日程第11「第11号議案 豊能町消防 団員等公務災害補償条例改正の件」を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太朗君)

それでは、第11号議案、豊能町消防団 員等公務災害補償条例改正の件につきまし て御説明を申し上げます。

議案書の20ページから21ページ、条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

改正の理由ですが、消防団員等公務災害 補償等責任共済等に関する法律の改正に伴 い、所要の改正を行うものです。

改正内容ですが、第3条第2項ただし書にございます「ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合はこの限りでない。」の部分を削るものでございます。

損害補償を受ける権利を譲渡し、担保に供し、または差し押えることはできないとされておりますが、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う当該権利を担保とした貸付けはその例外とされています。今般、年金制度の機能強化のための国民年金法などの一部を改正する法律によりこれらの貸付けが廃止となることから、当該権利を担保とすることのできる特例を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例改 正は令和4年4月1日から施行することと し、経過措置といたしまして、この条例の 施行の際、現に担保に供されている傷病補 償年金又は年金である傷害補償若しくは遺 族補償を受ける権利は、この条例の施行日 以降もなお従前の例により担保に供するこ とができるものといたします。

説明は以上です。御審議いただき御決定 賜りますようよろしくお願いいたしします。

○議長(管野英美子君)

日程第12「第12号議案 令和3年度 豊能町一般会計補正予算(第7回)の件」 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長 (川村哲也君)

おはようございます。

それでは、第12号議案、令和3年度豊 能町一般会計補正予算の件につきまして、 その提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和3年度豊能町一般会計補正予算(第7回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出 予算の総額にそれぞれ2,786万1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入 歳出それぞれ87億2,645万4,000円 とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の 金額は、4ページから7ページまでの「第 1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおり でございます。

8ページを御覧ください。

第2条といたしまして、継続費補正(変更)でございます。

令和2年度からの継続費事業でございます小中一貫校施設整備事業について、事業 費が確定したことにより総額及び年割額を 減額するものでございます。

9ページを御覧ください。

第3条といたしまして、繰越明許費の補 正でございます。「第3表 繰越明許費補 正」に記載のとおり、引っ越しワンストッ プサービス導入事業につきましては国の補 助金の対象となったため、この補正予算に 計上している事業でございますが、年度内 に事業が完了する見込みがないため繰越し するものでございます。

次の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては、4月以降も給付が見込まれ、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

次に、地域密着型サービス等整備等助成

事業につきましては、ときわ台に移転整備 しておりますデイサービス施設の整備が年 度内に完了する見込みがないため繰越しす るものでございます。

次に、牧地区は場整備事業につきましては、国の補正予算により事業費が追加されたためこの補正予算に計上している事業でございますが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越するものでございます。

最後に、道路舗装事業につきましては、 国の補正予算により社会資本整備総合交付 金の対象となったためこの補正予算に計上 している事業でございますが、年度内に事 業が完了する見込みがないため繰越しする ものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

次に、第4条といたしまして、債務負担 行為の補正でございます。「第4表 債務 負担行為補正(変更)」に記載の各事業に つきまして、いずれも事業費が確定いたし ましたため減額するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

次に、第5条といたしまして、地方債の 補正でございます。「第5表 地方債補正」 に記載のとおりでございますが、追加と変 更がございます。

追加でございますが、農地中間管理機構 関連農地整備事業債につきましては、国の 補正予算により事業費が追加された牧地区 ほ場整備事業に係る地方債を新たに発行す るものでございます。

次に、変更でございますが、道路舗装事業債につきましては、国の補正予算により社会資本整備総合交付金に係る事業費が増額となったことに伴い補正するものでございます。

小学校施設整備事業債から公園施設災害 復旧事業債につきましては、事業費が確定 したことにより減額するものでございます。 それでは、今回の歳入歳出予算の補正内 容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明申し上げます。 20ページを御覧ください。

今回の補正につきましては事業費の確定 に伴う不用額の減額と、歳入の確定に伴う 財源振替を行いますが、それら不用額と財 源振替の説明は省略いたしますので御了承 願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目 1・一般管理費の1.人件費事業でござい ますが、早期退職者4名分の退職手当を補 正するものでございます。同じく7.基金 管理事業でございますが、令和3年度普通 交付税の再算定により臨時財政対策債償還 基金費で算定された普通交付税を町債管理 基金積立金へ積立てを行うものでございま す。

次に、21ページを御覧ください。

項3・戸籍住民基本台帳費、目1・戸籍 住民基本台帳費、2.戸籍事務等窓口業務 事業でございますが、業務委託料につきま して国の補正予算を財源とした引っ越しワ ンストップサービス導入事業の増額分と、 戸籍システム改修対応事業の減額分の差額 を補正するものでございます。

次に、25ページを御覧ください。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目 4・農地費の5. ほ場整備事業でございま すが、令和4年度実施予定の事業を国の補 正予算により実施することとなった増額分 と、事業費確定に伴う減額分の差額を補正 するものでございます。

次に、28ページを御覧ください。

款8・土木費、項2・道路橋梁費、目 2・道路舗装費の1. 道路舗装事業でございますが、国の補正予算による吉川中央線の舗装工事に係る工事費を補正するものでございます。 次に、30ページを御覧ください。

款10・教育費、項1・教育総務費、目 2・事務局費、11.子ども・子育て支援 事業でございますが、令和2年度子ども・ 子育て支援交付金の額確定に伴い償還金を 補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。 次に歳入について御説明申し上げます。 15ページへお戻りください。

款12・地方交付税、項1・地方交付税、 目1・地方交付税、節1・地方交付税の1. 普通交付税でございますが、実績確定に伴い普通交付税を増額するものでございます。

款16・国庫支出金、項2・国庫補助金、 目1・総務費国庫補助金、節2・戸籍住民 基本台帳費国庫補助金の1. 社会保障・税 番号制度システム整備費補助金でございま すが、歳出のところで御説明申し上げまし た引っ越しワンストップサービス導入事業 に係る国庫補助金でございます。

目4・土木費国庫補助金、節3・道路舗装費国庫補助金の1.社会資本整備総合交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました道路舗装事業に係る国庫補助金でございます。

次に、16ページを御覧ください。

目5・教育費国庫補助金、節1・事務局 費国庫補助金の3.要保護児童生徒援助費 国庫補助金でございますが、就学援助事業 に係る国庫補助金でございます。

次に款17・府支出金、項2・府補助金、 目7・土木費府補助金、節1・土木総務費 府補助金の1. 地籍調査推進事業補助金で ございますが、地籍調査推進事業に係る府 補助金でございます。

次に、18ページを御覧ください。

款20・繰入金、項1・基金繰入金、目 1・財政調整基金繰入金でありますが、今 回の補正による財源調整として2億4,25 5万4,000円を減額するものでございます

款22・諸収入、項3・雑入、目3・雑 入、節1・雑入の76. 高齢者保健事業受 託金でございますが、高齢者保健事業と介 護予防等の一体的実施に係る大阪府後期高 齢者医療広域連合からの受託金でございま す。

次に、19ページを御覧ください。

款 2 3・町債でございますが、1 1 ページの「第 5 表 地方債補正」で申し上げたとおりでございます。

以上、簡単でございますが、補正予算に 係る説明とさせていただきます。御審議い ただき御決定賜りますようよろしくお願い いたします。

○議長(管野英美子君)

日程第13「第13号議案 令和3年度 豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正 予算(第3回)の件」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長(桑原康男君)

おはようございます。

それでは、第13号議案、令和3年度豊 能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予 算の件につきまして、提案理由の御説明を 申し上げます。

補正予算書の3ページをお開き願います。 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計 事業勘定補正予算(第3回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出 予算の総額からそれぞれ1,892万9,00 0円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳 入歳出それぞれ28億489万5,000円 とするものでございます。

それでは歳出より御説明いたします。

お手元の補正予算書 9 ページをお開きく ださい。 款8・諸支出金、項2・繰出金、目1・ 直営診療施設勘定繰出金のマイナス1,89 2万9,000円は、国保診療所における電 子カルテシステム更新に係る特別調整交付 金が令和4年度の交付となったことなどに 伴う繰出金の減額でございます。

歳出は以上です。

続きまして歳入について説明いたします。 8ページを御覧ください。

款5・府支出金、項1・府補助金、目2・保険給付費等交付金、マイナス1,892万9,000円は、先ほど歳出で御説明申し上げました特別調整交付金の減額でございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定 賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(管野英美子君)

日程第14「第14号議案 令和3年度 豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘 定補正予算(第4回)の件」を議題といた します。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長(桑原康男君)

第14号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の3ページをお開き願います。 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計 診療所施設勘定補正予算(第4回)でござ います。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出 予算の総額からそれぞれ1,000万円を減 額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出そ れぞれ1億658万5,000円とするもの でございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の 補正でございます。6ページ第2表にお示

ししておるとおり変更するものでございま す。これは、電子カルテシステムの更新事 業について契約金額が確定したことによる ものでございます。

それでは歳出より御説明いたします。

お手元の補正予算書10ページをお開き ください。

款2 · 医業費、項1 · 医業費、目3 · 医 療用機械器具費の1,000万円の減額は、 診療所の電子カルテシステム更新に係る不 用額を減額するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして歳入について御説明いたしま

9ページをお開きください。

款1・診療収入、項2・その他の診療報 酬、目1・諸検査等収入2,088万円は、 新型コロナウイルスワクチン接種による診 療収入でございます。

款4・繰入金、項1・繰入金の節2・特 別会計繰入金のマイナス1,892万9,00 0円は、国保診療所における電子カルテシ ステム更新に係る特別調整交付金が令和4 年度の交付になったことなどに伴い、国保 特会からの繰入金を減額するものでござい

1行戻りまして節1・一般会計繰入金の マイナス1,195万1,000円は、新型コ ロナワクチン接種による診療収入や歳出に おける電子カルテシステム更新に係る不用 額から、先ほど申し上げました国保特会か らの繰入金の減額分を差し引いた額を減額 するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定 賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(管野英美子君)

日程第15「第15号議案 令和3年度 豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2回)の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長(桑原康男君)

それでは、第15号議案、令和3年度豊 能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件 につきまして、提案理由の御説明を申し上

補正予算書の3ページをお開き願います。 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会 計補正予算(第2回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出 予算の総額にそれぞれ3、399万円を増額 し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それ ぞれ6億1,434万5,000円とするもの でございます。

それでは歳出より御説明させていただき ます。

9ページをお開き願います。

款2・後期高齢者医療広域連合納付金の 1. 後期高齢者医療広域連合納付金事業3, 399万円は、保険料徴収額相当額の増加 による補正でございます。

続きまして歳入でございます。

8ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料の目1・特 別徴収保険料791万7,000円と、目 2·普通徵収保険料2,607万3,000円 は、歳出で御説明申し上げました広域連合 への納付金の財源とするものでございます。 説明は以上です。御審議いただき御決定 賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(管野英美子君)

日程第16「第16号議案、令和3年度 豊能町下水道事業特別会計補正予算(第2 回)の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長(坂田朗夫君)

それでは、第16号議案、令和3年度豊

能町下水道事業特別会計補正予算(第2回) につきまして御説明させていただきます。

補正予算書3ページをお開きください。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出 予算の総額からそれぞれ1,976万3,00 0円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳 入歳出それぞれ4億6,208万2,000円 とするものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の 補正でございますが、6ページの「第2表 債務負担行為補正(変更)」を御覧くださ い。

これは、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

それでは、今回の補正について歳出から 御説明させていただきます。

11ページをお開きください。

まず、款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費の公課費の減額でございますが、これは、消費税額の確定により減額するものでございます。

次に、款1・下水道費、項2・下水道整備費、目1・下水道整備費の負担金補助及び交付金の減額でございますが、これは流域下水道事業の事業費の確定に伴う負担金の減によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明させて いただきます。

10ページにお戻りください。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金、 目1・一般会計繰入金につきましては、事 業費の確定に伴い減額するものでございま す。

次の款8・町債につきましては、歳出で 説明したとおり、流域下水道事業の負担金 の減額によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御 決定いただきますよう、よろしくお願いい たします。

○議長(管野英美子君)

日程第17「第17号議案 令和4年度 豊能町一般会計予算の件」を議題といたし ます。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長 (川村哲也君)

それでは、第17号議案、令和4年度豊 能町一般会計予算の件につきまして御説明 申し上げます。

予算書の9ページを御覧ください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を69億3,200万円と定めるものでございます。これは、前年度と比べ1億9,500万円、率にして2.7%の減でございます。

予算の款項の区分、金額は、10ページ から16ページの「第1表 歳入歳出予算」 に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして、繰越明許 費でございますが、17ページを御覧くだ さい。

「第2表 繰越明許費」のとおり、町道 等維持補修事業について、年度内に事業が 完了する見込みがないため繰り越すもので ございます。

次に、第3条といたしまして債務負担行 為でございます。18ページを御覧くださ い。

「第3表 債務負担行為」のとおり、「まち活」とよのリビングラボ事業から、保育所及び認定こども園給食調理業務委託事業までの九つの事業について、債務負担行為の期間、限度額を定めるものでございます。

次に、第4条といたしまして地方債でご ざいますが、19ページを御覧ください。

「第4表 地方債」のとおり、19ページの1. 農地中間管理機構関連農地整備事

業債から、20ページの7. 臨時財政対策 債まで七つの事業について、限度額、起債 の方法、利率及び償還の方法を定めるもの でございます。

9ページにお戻りください。

第5条といたしまして、一時借入金でございますが、最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、第6条といたしまして、歳出予算 の流用でございますが、給料、職員手当及 び共済費に係る予算額に過不足を生じた場 合、同一款内で各項間の流用ができること を定めるものでございます。

それでは、当初予算の概要について、ま ず歳出から御説明申し上げます。

なお、事業の内容については、別冊の当 初予算説明資料に掲載しておりますので、 説明を省略いたします。

予算書の25ページを御覧ください。

款の予算額が前年度と比べ増減が大きい ものについて、その主な要因を申し上げま す。

款1・議会費は1億1,641万4,000 円で、対前年度323万7,000円の増で ございます。これは、議会ICT化に伴う システム利用料などの増が主な要因でござ います。

款2・総務費は10億1,824万2,00 0円で、対前年度7,998万7,000円の 減でございます。これは、定年退職者の減 に伴う退職手当など、職員手当の減と、昨 年度は戸知山周辺整備事業に係る予算措置 を行っていたことなどが主な要因でござい ます。

款3・民生費は21億298万2,000 円で、対前年度6,374万7,000円の増 でございます。これは、障害者自立支援事 業における扶助費の増や、介護保険特別会 計への繰出金の増などが主な要因でござい ます。

款4・衛生費は、9億5,019万6,00 0円で、対前年度1億205万6,000円 の減でございます。これは、新型コロナウ イルスワクチン接種体制確保事業の減や、 猪名川上流広域ごみ処理施設組合への負担 金の減などが主な要因でございます。

款6・農林水産業費は1億1,855万9,000円で、対前年度2,306万2,000円の増でございます。これは、牧地区、高山地区におけるほ場整備事業の増が主な要因でございます。

款8・土木費は5億2,649万8,000 円で、対前年度5,496万3,000円の増 でございます。これは、光風台大橋の改修 事業や下水道事業特別会計への繰出金など が増となる要因でございます。

款9・消防費は4億2,438万5,000 円で、対前年度6,735万7,000円の増 でございます。これは、箕面市への消防事 務委託に係る負担金が増となるものでござ います。

款10・教育費は10億3,470万円で、 対前年度1億9,164万円の減でございます。これは、昨年度は小中一貫校の基本設計、実施設計に係る事業や、東ときわ台小学校、シートスの屋上防水・改修事業に係る予算措置を行っていたことによるものでございます。

款11・公債費は6億863万3,000 円で、対前年度2,653万9,000円の減 でございます。これは、前年度は借換債を 財源とした一括償還がございましたが、今 年度は償還がないことが主な要因でござい ます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。 23ページにお戻りください。

歳入につきましても、款の予算額が前年

度と比べ増減が大きいものについて、その 主な要因を申し上げます。

款1・町税は16億1,732万1,000 円で、対前年度4,352万5,000円の減 でございます。これは固定資産税、軽自動 車税は若干増となったものの、個人の町民 税の減がそれを上回ったことによるもので ございます。

款2・地方譲与税から款11・地方特例 交付金まで及び款13・交通安全対策特別 交付金は、いずれも令和3年度の決算見込 額や大阪府の予算額などから算定したもの でございます。

次に、款12・地方交付税は26億7,8 00万円で、対前年度2億5,200万円の 増でございます。これは地方財政計画を参 考に、令和3年度の決算見込額から算定し、 増を見込んだものでございます。

款14・分担金及び負担金は4,121万9,000円で、対前年度790万8,000円の減でございます。これは、保育所の保育料などの減によるものでございます。

次に24ページを御覧ください。

款15・使用料及び手数料は5,298万9,000円で、対前年度177万9,000円の増でございます。これは留守家庭児童育成室の利用料などの増によるものでございます。

款16・国庫支出金は6億1,162万9,000円で、対前年度2,292万7,000円の増でございます。これは主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や光風台大橋改修事業に係る補助金、障害者自立支援事業に係る負担金の増などによるものでございます。

款17・府支出金は4億5,454万8,0 00円で、対前年度2,433万8,000円 の増でございます。これは、障害者自立支 援事業に係る負担金や、後期高齢者医療保 険基盤安定繰入金に係る負担金の増などに よるものでございます。

款20・繰入金は6億5,466万3,00 0円で、対前年度1億205万円の減でご ざいます。これは財政調整基金繰入金は対 前年度3,879万9,000円の減、文化振 興基金繰入金は、対前年度3,300万円の 減、公共施設整備基金が対前年度1,900 万円の減などとなったためございます。

なお、基金の充当先は別冊の当初予算説 明資料に掲載しておりますので御参照願い ます。

款23・町債は2億490万円で、対前 年度3億8,740万円の減でございます。 これは、臨時財政対策債が対前年度1億8, 450万円の減となったことが要因でござ います。

なお、地方債残高見込額はこの予算書の 163ページに掲載しておりますので、御 参照願います。

以上、簡単ではございますが、当初予算 に係る説明とさせていただきます。御審議 いただき御決定賜りますよう、よろしくお 願いいたします。

○議長(管野英美子君)

日程第18「第18号議案 令和4年度 豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算 の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長(桑原康男君)

それでは、第18号議案、令和4年度豊 能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の 件につきまして、提案理由の御説明を申し 上げます。

予算書の169ページをお開き願います。 第1条といたしまして、歳入歳出予算の 総額は、歳入歳出それぞれ28億2,882 万7,000円と定めるものでございます。 第2条は、地方自治法第235条の3第 2項の規定による一時借入金の借入れの最 高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第2 20条第2項ただし書の規定により、歳出 予算の各項の経費の金額を流用することが できるものにつきまして定めたものでござ います。

それでは内容につきまして、歳出から、 主なものにつきまして御説明申し上げます。 187ページをお開き願います。

予算書の187ページから188ページ にかけまして、款1・総務費、項1・総務 管理費の2,624万8,000円は、職員人 件費と事業運営に係る事務費、大阪府国保 連合会との電算処理に要する経費及び連合 会への負担金でございます。

次の款1・総務費、項2・徴収費168 万円でございますが、保険料の賦課徴収事 務に係る経費でございます。

190ページの款2・保険給付費、項 1・療養諸費、17億63万円は、対前年 度比4.2%の増となり、令和3年度の医療 費などを勘案し予算計上しております。

191ページの款2・保険給付費、項2・高額療養費2億2,529万5,000円は、前年度比11.4%の増となり、令和3年度の医療費を勘案し予算計上しております。

次に195ページをお開き願います。195ページから197ページまでの款3・ 国民健康保険事業費納付金でございますが、 大阪府が決定した標準保険料率により本町に割り当てられた納付金で、大阪府に納めるものでございますが、7億4,703万5,000円で、昨年度より527万8,000円の増額となっております。

198ページの款5・保健事業費、項 1・特定健康診査等事業費でございますが、 これは、医療保険者に義務づけられております生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る費用でございます。令和3年度は補正予算により実施しました重症化予防や未受診者対策などの事業も含め、3,537万1,000円を計上しております。

次に、202ページをお開き願います。

款8・諸支出金、項2・繰出金の1,50 6万円でございますが、国保診療所施設勘 定特別会計への繰出金で、特別調整交付金 として国より交付される額を繰り出すもの でございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明させていただきます。

お戻りいただきまして、179ページを お開き願います。

款1・国民健康保険料でございますが、 5億7,891万5,000円を計上しております。現在、本町独自の激変緩和措置を行っており、令和6年度の保険料統一に向けて、段階的に標準保険料率に近づけていくよう改定をいたします。

182ページの款5・府支出金、項1・ 府補助金の19億9,523万7,000円で ございますが、保険給付費等に対しての交 付金でございます。

183ページの款6・繰入金、項1・他会計繰入金、目1・一般会計繰入金1億7,075万6,000円でございますが、保険基盤安定繰入金や地方交付税に算入される分等を一般会計から繰入れするものでございます。

184ページの項2・基金繰入金、目 1・国民健康保険事業財政調整基金繰入金1, 000万円につきましては、先ほど申し上 げました本町独自の保険料激変緩和に用い るものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただ

き御決定賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(管野英美子君)

日程第19「第19号議案 令和4年度 豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘 定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長(桑原康男君)

第19号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の213ページをお開き願います。 第1条といたしまして、歳入歳出予算の 総額は歳入歳出それぞれ8,926万円と定 めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第 2項の規定による一時借入金の借入れの最 高額は5,000万円と定めるものでござい ます。

それでは内容につきまして、まず歳出から、その主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

225ページをお開き願います。

予算書の225ページから226ページにかけまして、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の6,699万円は、職員人件費と診療所の運営管理に要する経費でございます。令和3年度からの増額の主な要因といたしましては、令和3年度においては一般会計に計上しておりました再任用職員の給与等について、令和4年度においては診療所施設勘定に計上したことによるものでございます。

次に227ページから228ページの款2・医業費2,092万6,000円は、診療に要する各種検査や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科・歯科電子カルテ用コ

ンピュータのシステム保守等の経費でございます。令和3年度からの減額の主な要因といたしましては、令和3年度は電子カルテシステム更新の費用を計上しておりましたが、更新作業を終え、令和4年度は保守等の経費のみとなったことにございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明させていただ きます。

お戻りいただき、221ページをお開き願います。

款1・診療収入、項1・外来収入の予算でございますが、3,357万9,000円で、令和3年度より約11%の減額としております。これは、令和3年度においては診療日の増や診療の充実により診療収入を前年度の10%増とする見込みを立てておりましたところ、コロナ禍による受診控えと相殺される状況にあるため、令和4年度予算におきましては例年並みに戻す予算としたものでございます。

次に223ページの款4・繰入金、項1・繰入金は、一般会計から3,406万3,000円、国民健康保険特別会計からは1,506万円をそれぞれ繰入れをするものでございます。国民健康保険特別会計からの繰入金につきましては、へき地診療所施設の運営補助及び令和3年度に実施しました電子カルテ更新費用に係る補助等として繰り入れるものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定 賜りますようよろしくお願い申し上げます。 ○議長(管野英美子君)

日程第20「第20号議案 令和4年度 豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長(桑原康男君)

第20号議案、令和4年度豊能町後期高 齢者医療特別会計予算の件につきまして、 提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の239ページをお開き願います。 第1条といたしまして、歳入歳出予算の 総額は、歳入歳出それぞれ6億8,812万6, 000円と定めるものでございます。

それでは、内容の主なものにつきまして、 歳出から御説明させていただきます。

251ページをお開き願います。

251ページから252ページにかけまして、款1・総務費は、医療に係る事務と保険料徴収事務に係る事務経費でございます。

次に、252ページの款2・後期高齢者 医療広域連合納付金6億6,972万6,00 0円は、保険料徴収分等を広域連合に納付 する負担金でございます。

続きまして、歳入の主なものについて御 説明させていただきます。

お戻りいただきまして、247ページを お開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収合わせまして5億9,740万6,000円の収入を見込んでおります。

248ページを御覧願います。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、 目2・保険基盤安定繰入金は、政令軽減分 である保険基盤安定繰入金として7,232 万円を計上しております。

説明は以上です。御審議いただき御決定 賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(管野英美子君)

日程第21「第21号議案 令和4年度 豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長(桑原康男君)

第21号議案、令和4年度豊能町介護保 険特別会計事業勘定予算の件につきまして、 提案理由の御説明を申し上げます。

予算書257ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の 総額は、歳入歳出それぞれ24億5,663 万9,000円と定めるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第2 14条の規定により債務を負担する行為を することができる事項、期間及び限度額を、 262ページの「第2表 債務負担行為」 のとおり定めるものでございます。

もう一度257ページにお戻りいただきまして、第3条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

また、第4条につきましては、地方自治 法第220条第2項ただし書の規定により、 歳出予算の各項の経費の金額を流用するこ とができるものにつきまして定めたもので ございます。

それでは、内容につきまして、歳出から、 主なものにつきまして御説明させていただ きます。

275ページをお開き願います。

275ページから276ページにかけまして、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の3,292万1,000円は、主に職員人件費と事業運営に係る事務経費でございます。

277ページをお開き願います。

項3・介護認定審査会費、目1・認定調 査等費1,171万3,000円は、主治医意 見書等の作成の手数料や、業務委託料の要 介護認定調査委託料等の経費でございます。

また、目2・介護認定審査会共同設置負担金1,460万円でございますが、これにつきましては池田市、能勢町、豊能町の1

市2町によります認定審査会の負担金でございます。

278ページを御覧ください。

項5・計画策定等委員会費、目1・計画 策定等委員会費175万2,000円は、第 9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 の策定に関して実施するアンケート調査等 に係る費用でございます。

279ページから285ページにかけましての款2・保険給付費でございますが、 令和3年度から令和5年度までの第8期介 護保険事業計画での推計値に基づきまして、 前年度比7.05%増の22億3,275万2, 000円を計上しております。

次に、286ページの款4・地域支援事業費、項1・介護予防・生活支援サービス事業費の8,223万6,000円は、介護予防日常生活支援総合事業に係る経費で、前年度並みの費用を計上しております。

286ページから287ページにかけましての項2・一般介護予防事業費859万6,000円、287ページから291ページにかけての項3・包括的支援事業費・任意事業費5,993万3,000円につきましては、介護予防と自立支援に重点を置いた地域支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費などでございます。

次に、歳入について御説明させていただ きます。

お戻りいただきまして、267ページを お開き願います。

款1・保険料の第1号被保険者保険料で ございますが、歳出の保険給付費及び地域 支援事業費に対する第1号被保険者負担分 に滞納分を含めまして6億1,083万9,0 00円を計上しております。

次に、268ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、目1・介護給付費国 庫負担金の現年度につきまして、国の介護 給付費負担分といたしまして4億4,655 万円を計上しております。

項2・国庫補助金は、市町村ごとの介護 保険財政の調整を行うための調整交付金や、 指標に沿った評価に基づき交付を受けるも ので、5,977万2,000円を見込んでお ります。

269ページの款4・支払基金交付金、 目1・介護給付費交付金の現年度分6億2 84万3,000円は、第2号被保険者の負担分として、介護給付費の27%に相当する額を計上いたしております。

また、270ページの目2・地域支援事業支援交付金の現年度分2,454万7,000円につきましては、地域支援事業費の介護予防事業に対する第2号被保険者の負担分、27%に相当する額を計上しております。

次の款5・府支出金の目1・介護給付費 府負担金の現年度分につきましては、大阪 府の負担分であります介護給付費の12. 5%に相当する額、2億7,909万4,00 0円を計上しております。

271ページの款6・繰入金、項1・一般会計繰入金の目1・介護給付費繰入金、現年度分でございますが、町の負担分といたしまして、介護給付費の12.5%の2億7,909万4,000円を計上しております。

272ページの目4・その他一般会計繰入金は、人件費や事務費分として6,199 万5,000円を計上しております。

目5・低所得者保険料軽減繰入金は、低 所得者への保険料軽減措置に係る2,192 万7,000円を計上しております。

説明は以上でございます。御審議いただ き御決定賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(管野英美子君)

日程第22「第22号議案 令和4年度

豊能町下水道事業特別会計予算の件」を議 題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長(坂田朗夫君)

それでは、第22号議案、令和4年度豊 能町下水道事業特別会計予算の件について 御説明申し上げます。

予算書の305ページをお開きください。 第1条として、歳入歳出予算の総額は、 歳入歳出それぞれ4億5,587万1,000 円と定めるものでございます。

2として、歳入歳出予算の款項の区分及 び当該区分ごとの金額は、306ページか ら「第1表 歳入歳出予算」のとおりでご ざいます。

第2条として、債務負担行為でございますが、309ページの「第2表 債務負担行為」の表を御覧ください。下水道施設管理事業として、令和4年度から令和8年度までの5か年として、限度額を5,555万円と定めております。

それでは、歳出より御説明いたします。

321ページを御覧ください。

款1・下水道費、項1・下水道管理費、 目1・下水道総務費でございますが、下水 道事業の運営に係る経費を計上しており、 前年度と比べ2,237万4,000円の減と なっております。この主な要因は、地方公 営企業法適用準備事業と下水道建設基金へ の積立の減によるものでございます。

322ページを御覧ください。

目2・下水道維持管理費でございますが、下水道施設の適切な維持管理に係る経費を計上しておりまして、前年度と比べ1,500万2,000円の増となっております。この主な要因は、流域下水道負担金の増によるものでございます。

323ページを御覧ください。

項2・下水道整備費、目1・下水道整備費でございますが、下水道施設の建設に係る経費を計上しております。前年度と比べ709万9,000円の減でございます。この主な要因ですが、流域下水道事業負担金が減となったためでございます。

324ページから325ページの項3・ 浄化槽管理費、項4・浄化槽整備費でございますが、町管理の合併浄化槽の適切な維持管理及び整備に係る経費を計上しており、前年度とほぼ同額でございます。

続いて326ページを御覧ください。

款2・公債費、項1・下水道公債費でございますが、元金と利子の合計額は前年度と比べ321万2,000円の減でございます。減となった要因は、償還が順次終了しているということでございます。

同じく項2・浄化槽公債費でございますが、元金と利子の合計は513万6,000 円で、前年度と同額でございます。

続いて、歳入の御説明をします。

315ページにお戻りください。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、 目1・下水道使用料、目2・浄化槽使用料 ですけども、こちらについては人口の減少 による減を見込んでおります。

続いて316ページをお開きください。

款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、 目1・下水道費国庫補助金でございますが、 ストックマネジメント事業に係る交付金で、 事業費の2分の1の500万円を見込んで おります。

317ページを御覧ください。

款4・府支出金、目1・下水道整備費府 負担金の50万円でございますが、牧地区 のほ場整備事業施行に伴い、下水道施設の マンホールポンプの操作盤を移設する必要 があり、その費用の一部を大阪府が負担す るものでございます。 次は318ページを御覧ください。

款6・繰入金、項1・一般会計繰入金に つきましては、雨水対策や浄化槽管理に係 る一般会計からの繰入金で、1,654万2, 000円の増となっております。主な要因 は、使用料収入の減少により、分流式下水 道費に係る経費が増加したこと、工事検査 員などとの兼務職員の人件費の増などでご ざいます。

続いて項2・基金繰入金、目1・下水道 建設基金繰入金でございますが、前年度に 比べ589万8,000円の増となっており ます。増の要因といたしましては、投資的 費用が増となったためでございまです。

続いて320ページを御覧ください。

款9・町債でございますが、前年度に比べ2,860万円の減でございます。これは、流域下水道建設負担金と公営企業会計適用債の減によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御 決定賜りますよう、よろしくお願いいたし ます。

○議長(管野英美子君)

日程第23「第23号議案 工事請負契 約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太朗君)

それでは、第23号議案、工事請負契約 の締結についてを御説明申し上げます。

追送いたしました別刷りの議案書3ページをお開きください。

本件は、豊能町立ふたば園屋根等改修工事請負契約の締結について、当該契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。

1. 契約の目的 豊能町立ふたば園屋根等改修工事。2. 契約金額 6,534万円。3. 契約の相手方 大阪府豊能郡豊能町野間口149番地の2、岩田建設株式会社代表取締役岩田直樹。4. 契約の方法 制限付き一般競争入札でございます。なお、本件の応札者は2者、予定価格は消費税込みで6,569万4,200円。落札率は99.5%でございました。工期は、議会の議決日の翌日から令和4年9月30日まででございます。

説明は以上でございます。御審議いただ き御決定賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(管野英美子君)

これより、本件に対する質疑を行います。 秋元美智子議員。

○10番(秋元美智子君)

秋元です。質問させていただきます。

まず、6,534万円、急に大きな金額なんですが、これは屋根等となってますが、工事はほかに何が入るのか、まず1点です。それぞれの金額も教えていただいたらありがたいです。

それと2点目なんですけど、あそこは以前から建ってる建物と、それから十何年前にふたば園にするときに新しく建った建物がありますね。たしかそうだと思います。まず、今回の屋根とか、どこを修理するかはっきり見えてこない。その箇所を教えていただきたい。併せて、それぞれの建物の建設年度を教えていただきたいです。

それともう一つ、今回工事することによって6,534万円、それだけでいろいろ修理することによって、その後何年この建物がもつというお考えなのかも、以上三つ、お尋ねします。

○議長(管野英美子君)

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長 (八木一史君) お答えさせていただきます。

今回の工事概要ですけども、屋根の防水 工事です。約1,100平米程度。あと内部 改修で、倉庫あるんですけども、それが1 5平米程度。外壁の改修としましてテラス のコーキングなどがございます。

建築年度ですけども、施設につきまして は平成元年度に幼稚園の園舎を整備してお ります。平成11年度に保育室の増室とテ ラスの設置をしております。平成22年度 に認定こども園にするため、保育所の施設 の整備をしておるところでございます。

今回の工事の屋根ですけども、これは平 成22年度に保育所を増設しておりますけ ども、そのところは行いません。そのほか の古いところにつきまして、屋根をカバー 工法でほとんど行うということになってお ります。

以上でございます。

○議長(管野英美子君) あと何年。

○こども未来部長 (八木一史君)

何年もつかということですけども、屋根 につきましては約15年程度、耐用年数は 10年から15年程度というふうに考えて おります。

以上です。

○議長(管野英美子君) 秋元美智子議員。

○10番(秋元美智子君)

最初にこれ頂いたとき、6,500万円に まずびっくりして、それで家帰って何かの 拍子に、私は勘違いしてたんだろうなと。 650万円じゃなかったかなと、自分でね。 自分で自分を信用できなくなって、やっぱ り見たら6,500万円。べらぼうに高いな

と正直思うんですね。というのは、プレハ ブでも6,500万円出したらかなりのもの が準備できるんじゃないかなと。それを考 えてまして、今、再編計画中ですから、古 い建物のほうで34年たっている。そうす ると、今度、今、学校が空くとか、そうい ったほうで、そこに移転させようとか、そ ういった、今回この予算を出す前にそうい ったお考えとか、提案とか、そこまで考え てここを出されたかどうかお尋ねしたいと 思いますが、いかがですか。

それと、テラスとか云々というのは必要 なもんですか、これ。つくづく、今回だっ てこの予算、当初予算を立てるのに全般的 に約5%下げなくちゃいけないとか、いろ いろ聞かせていただきました。そういった 中でテラスとか外壁とか。なおかつここ、 ずっと子ども園として活用していくのかど うかも含めて非常に疑問なのでお答え願い ます。

もう1点、多分これ補助金か何かつくと 思うんですね。ですからそういった内訳も お願いいたします。

○議長(管野英美子君) 答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長(八木一史君)

6,500万円が高いというお話ですけど も、これは設計業者、委託しまして、工事 単価に基づき適正に設計できておるという ふうに考えております。

ほかに移転、考えたかということなんで すけども、その前に12月議会に予算を計 上させていただきましたのは、12月に予 算出すためには11月には予算決めなあか んのですけども、この11月時点では公共 施設等適正管理推進事業債というのが令和 3年度までの措置であったということで、

12月議会でお認めいただいて、8月まで

には工事を終えたいというふうに申しておりました。これで5月の連休とか8月の夏季休暇を挟みまして、そのときに、子どもがいない、子どもが少ないときに工事を行って、9月の新学期には間に合わせたいというふうに考えておりました。

テラス等必要なのか、外壁もということですけども、これにつきましてはテラス、当然必要と考えております。子どもの保育・教育については環境は非常によい環境と思っておりまして、また外壁からもちょっと水が入るというふうなこともありますので、その辺も一緒に改修したいというふうに考えております。

また、ずっとあの場所を使っていくのかということなんですけども、ほかの場所を検討したか、これにつきましては、平成元年6月の定例議会におきまして一般質問、秋元議員さんからの質問があったと思うんですけども、町長のほうからは、東地区についてふたば園を使っていくというふうな回答をさせていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(管野英美子君) 秋元美智子議員。

○10番(秋元美智子君)

ということは、今やっている公共施設再編計画の中に、このふたば園は入らないって理解させていただいてよろしいですね。 今後。少なくとも35年はこの施設を使い続けると、そういう理解でよろしいですか。

○議長(管野英美子君)

答弁を求めます。

川村副町長。

○副町長 (川村哲也君)

ふたば園につきましては、この公共施設 再編計画の対象施設にも、当然学校教育施 設でございますので、再編施設の対象に入 ってございます。ただ、今後その施設の再編の在り方についてどのように考えていくのかというのは、今後検討させていただきたいと、そのように考えております。

○議長(管野英美子君)

35年使い続けるのかという、答弁は。 八木こども未来部長。

○こども未来部長(八木一史君)

屋根の耐用年数、先ほど私、10年から 15年ぐらいと言うたと思うんですけども、 こちらに2小2中になりまして義務教育学 校、こちらに設置しますので、保幼小中一 貫教育という面では、こちらに義務教育学 校がある限りふたば園は存続していきたい というふうに考えております。

(発言する者あり)

○こども未来部長(八木一史君)

それで、施設のほうですけども、小学校 施設が空けばそちらに施設を作ることも可 能ではないかというふうな趣旨かなという ふうにも思うんですけど、認定こども園の 設置に、西地区ですね、当たりまして、他 市の視察にも行っております。そのとき、 小学校を改修して認定こども園を設置され たという自治体もあったんですけども、結 構学校施設と認定こども園の施設に差があ りまして、トイレとか授乳室、給食設備な ど、そこでは200人規模の認定こども園 を作られたんですけども、建物のほとんど 3分の2近くを壊して新築したというふう な例も聞いております。フルリニューアル ですね。そうしたほうが使いやすい施設に なるということで聞いておりまして、その 市町村ではそれに約8億円を要したという ふうに伺っております。だから今の財政状 態を見ましても今のふたば園を継続して使 っていくほうがいいのではないかというふ うに考えております。

○議長 (管野英美子君)

吉田正子議員。

○3番(吉田正子君)

ちょっとすみません。ちょっと私もこの 金額を聞きましてびっくりしているので、 ちょっと契約の内容まで書いてないので、 ちょっとお聞きしたいんですけども、今、 未曽有の雨とかいろいろありますので、も しこのやっていただいた後、雨漏り等不手 際があった場合、向こうはちゃんと補償と かそういうのは契約にちゃんと書いてある んでしょうか。

○議長(管野英美子君)

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長 (八木一史君)

契約ですけども、当然瑕疵担保期間を定めておりまして、約10年だったと思うんですけども、その辺は契約で定めておるところでございます。

○議長 (管野英美子君)

吉田正子議員。

○3番(吉田正子君)

その瑕疵担保があるということは、もし何か起こった場合無償でやっていただけるんでしょうか。そこをちょっとお願いします。

○議長(管野英美子君)

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太朗君)

先ほど申し上げました瑕疵担保期間というのは、要するに業者の施工にミスであるとかそういった不手際があって、結果として町に損害を与えた場合、例えば無償であるとか場合によっては損害賠償等が見込めるという形になっております。

○議長(管野英美子君)

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

永並啓議員。

○8番(永並 啓君)

秋元議員の質問に関連するんですけど、 やっぱりもう先が見えないんですよね。早 く、公共施設の再編の中に副町長入ってる って言うけども、令和8年度の段階で子ど もたちの人数考えたら、明らかにまたそこ でどうするかという議論がずっと続いてい くわけですよ。豊能町においては。町長の 判断で2小2中にしました。そうしたら2 小2中にする限りはそれを補う施策をどん どん打って、それで大丈夫っていう、未来 までつながる計画がすぐに出てこなければ、 延々とこんな議論ばっかりするんですよ。 どこか作るにも、じゃあ学校がもし使えた らどうなるんだとか、もし学校が2小2中 で、二つ、耐震化できている、豊能町の数 少ない耐震化できている施設ですよ。いろ いろな企業が学校の空き施設、吉本興業の 東京本社なんか学校の空いたとこ使ってま すよね。別に本庁を移動したっていいです よ。そういうことも、2小2中を残すって 言った限りはそういう、本庁をどうするか とか、そういうことも考えていかないとい けない。そこの豊能町の未来が全く見えて こないんですね。やはり公共施設の再編と いうのは今までずっと何年も言ってきてい るんですよ。町長変わるたんびにこれどう しましょうか、どうしましょうかって、大 体書いていること同じなんです。ぜひとも、 中間報告この間していただきましたけども、 最終報告早く出して町民の方に豊能町はい つまでも安心して生活できるんだよってい うことを示していく必要があると思います よ。町長どうお考えですか。

○議長(管野英美子君)

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長(塩川恒敏君)

ありがとうございます。

私も就任をする前から学校の再編それから公共施設の維持管理、これが課題であるということはもう認識をしておりました。 私は今まで公共施設再編計画の中のその中で真剣な議論が今までできてなかったというところに対して、今回中間の報告書までいただいて、これがまっすぐ進められるというように認識しております。これからは住民の皆さんとその施設の在り方についても十分検討していかないといけない時期、時間が要しておりますので、それらをしっかりとやらせていただきたいと存じております。

(発言する者あり)

○議長(管野英美子君)

静粛にお願いします。ほかに質疑ございませんか。

高尾靖子議員。

○11番(高尾靖子君)

今、議案と違ういう意見もありますけれ ども、しかし高額な費用、改修費用が出て いるわけですから、この財政難の中で大変 ので、とは大事なことな ので、それで学校の再編とかいろいろ、2 中である限りやはり東地域にはこので、 中である限りやはり東地域にはこので、 園はずっとあるべきだと思いますので、こ の工事、改修に対して十分、耐用年数10 年から15年って今おっしゃいましたけれ ども、それ以上もつ限りやはり安全に直さ れてきちっと続けていっていただきたい。 これは要望ですけれどもね。2小2中いう 限りは東地域にもきちっと存続をさせていっていただきたい、そのように思います。

(発言する者あり)

○11番(高尾靖子君)

残るんですけどね。東にも西にも同じ条 件で残してほしいいうことを言ってます。 そういうお考えは、計画はあるいうことでよろしいですか。

○議長(管野英美子君) 答弁を求めます。 川村副町長。

○副町長 (川村哲也君)

今回中間報告書を取りまとめたというと ころでございますので、今後、個別施設の ほうは検討させていただきたいというふう に考えておりますので、今後住民と、庁内 でも意見合意形成も図りまして進めさせて いただきたいというふうに考えております。

○議長(管野英美子君) 高尾靖子議員。

○11番(高尾靖子君)

これ以上言えばおかしくなるんですけども、まちづくりの観点からやはり若い人たちが住み続けられるまちっていうことでは、東地域にもやはりきちっとした保育所整備、小学校、小中学校の整備っていうのは大事だと思いますので、誰でもが学びできる、地域で学ぶ、地域で育つっていうことをおっしゃってるわけですから、その点しっかりと続けていっていただきたい。これはもう強く要望しておきます。

○議長(管野英美子君)要望ですね。ほかにございませんか。中川敦司議員。

○4番(中川敦司君)

中川です。

金額が高いというような、そのような懸念のような話も出ておりますけども、実際の面積は先ほど1,100平米とおっしゃってましたですかね、該当するその面積といいますか、実際、屋根の工事というのは足場組んだりも当然やらなあかんのかなと思いますが、一般の家庭なんかでも屋根の補修とかいうふうな、ふき替えとかのときには当然足場組んだり、屋根の工事も当然や

りますけども、そういったことを考えると どうなのかな。一般家庭で発生する屋根の 工事、一般家庭の場合やったら200平米 あるかないか、百数十平米かな、屋根の面 積、それぐらいになるかと思いますけど、 それに係る費用と比べたら妥当な金額とい うふうに考えられるのかどうか。その辺り もちょっと試算をされてると思いますがち ょっと状況をお伺いできたらと思います。 要はこの金額が妥当である、当然設計もき ちっとされてると思いますけれども、その 辺りどうなんでしょうか。

○議長(管野英美子君)答弁を求めます。八木こども未来部長。

○こども未来部長 (八木一史君) お答えします。

妥当かどうかということですけども、それについては設計業者が単価に基づいてやっておりまして、それは町のほうでも検査しておりますので妥当と考えております。

また工法につきましてはシングルの屋根を全部かぶせるというところとか、玄関のところについては金属屋根の塗装改修とか、倉庫内は防水改修、バルコニーの床の改修等々ありまして、その辺考えてこの金額がなっておって、当然妥当であるというふうには考えております。

○議長(管野英美子君) 中川敦司議員。

○4番(中川敦司君)

あと、工期ですね。9月までにというふうなことですけども、この9月まで実際約半年かかるような工期になっておりますが、その面積も確かに広いんかもしれませんけども、実際それだけかかる理由というのはどういったところにあるでしょうか。

○議長(管野英美子君)答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長(八木一史君)

工期の件ですけども、この工事におきま しては乳児、幼児、保育士等いながらの工 事になります。この点で工事も制限されま す。いながら工事ですので、まず原則、資 材搬入搬出は日祝日で実施すると。騒音振 動の伴う作業は園児のお昼寝時間12時半 から15時ぐらいは不可であると。8時4 5分から9時、13時45分から14時1 5分の登下校時間のための正面からの通行 等作業は行わないことというふうな、相当 制限をかけております。音の出るとかそう いうまとまった工事についてはゴールデン ウィークの子どものいないとき、また夏休 みの子どもの少ないときを想定して行いま すのでこのぐらいの期間になるというふう に考えております。

○議長(管野英美子君) 中川敦司議員。

○4番(中川敦司君)

そういった意味で、じゃあ工事やって、 だあっと一気に工事ができるというふうな、 そういうふうな内容ではなさそうだという ふうに私も解釈をさせていただきました。 そういった意味では実際工事をされる、す る側、工事する側からしてみると非常にち ょっとやりづらいかなというふうな感じに も受け取ったんですけども、そういったと ころも考慮しての金額というふうな形に受 け取ることはできるんでしょうか。

○議長(管野英美子君)答弁を求めます。八木こども未来部長。

○こども未来部長 (八木一史君)

議員のおっしゃるとおり、工期を考えての設計金額、入札金額になっておるということでございます。

○議長(管野英美子君)

ほかに質疑ございませんか。 川上勲議員。

○12番 (川上 勲君)

この工事は一部の補修工事なんか、その 後全面的に改修工事をすんのんか、今、議 論聞いてても内容が分からんからね。6,5 00万円ぐらいの工事かな。これが高いと かいうことやけども、全面的に屋根を張り 替えたり、また壁をめくって張り替えたり なんかすんのやったら6,500万円、7,0 00万円かかりますやんな。ただ、一部だ けを補修工事ですんのやったらそないかか らへんと思うのやけどね。その辺が分かっ てんことには何ぼ議論したかて、再編計画 がどうのこうの言うたかて、そんなもん全 然関係ないこっちゃから。その辺をお願い しますわ。

○議長(管野英美子君) 答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長(八木一史君)

工事ですけども、屋根について22年に 保育所部といいますか、そこを増築しまし たけども、そこの屋根を除いた全ての屋根 についてカバー工法でやりかえるというふ うな工事でございまして、屋根の古いとこ ろは全てやりかえるという工事でございま す。

○議長(管野英美子君)

よろしいですか。 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

質疑を終結いたします。 これより討論を行います。 秋元美智子議員。

○10番(秋元美智子君)

すみません。反対討論させていただきま す。なぜこの金額、金額そのものより町の

方針にこだわります。一つが今回屋根補修 するというところ、34年前に建てたとい うことです。今回の公共施設再編計画の中 間報告を読ませていただくと、西地区でも やっぱりそういった古い建物があると。今 後それらを改修していくのか複合施設にし ていくのか、きちっと話していかなくちゃ いけないということは報告されてます。そ ういった中で今回この6,500万円の屋根、 それは直してあげたいです。私も思います。 ただ、この先ふたばこども園をあの施設の まま使うのかどうか、そこのところのお返 事が、使うと言われてみたり、いやそうし てみたら、言ってみたら学校を使おうと思 ったらやれ8億円かかった。副町長は再編 計画の中で考えていきたい。町の方針が全 くはっきり見えない。私は今回この金額を6, 500万円かけて、いやあそこは今後も使 っていきますと、再編計画の中には組み入 れませんというお答えが聞かれたなら賛成 させていただきましたけど、そういったお 返事がなかったものですし、答弁も聞いて ますと副町長と町長とやっぱりそれぞれ違 ったように思いましたので、そういった点 から反対させていただきます。以上です。

○議長(管野英美子君)

次に、賛成討論はございませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第23号議案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:1)

○議長(管野英美子君)

起立多数であります。

よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いた

しました。

本日は、これをもって散会いたします。 次回は、3月8日午前9時30分より会 議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後0時26分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

令和4年度町政運営方針

第3号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件

第4号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件

第5号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

第6号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改

正の件

第7号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例改正の件

第8号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例改正の件

第9号議案 豊能町都市計画法施行条例改正の件

第10号議案 豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例改正の

件

第11号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件

第12号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算(第7回)の件

第13号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

(第3回)の件

第14号議案 令和3年度豐能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補

正予算(第4回)の件

第15号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2

回)の件

第16号議案 令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算(第2回)

の件

第17号議案 令和4年度豊能町一般会計予算の件

第18号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件

第19号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予

算の件

第20号議案 令和4年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件

第21号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件

第22号議案 令和4年度豊能町下水道事業特別会計予算の件

第23号議案 工事請負契約の締結について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議 長

署名議員 10番

同 11番